

男女共同参画にかかわる法律を学ぶ 『男女共同参画施策の法的課題』

配布資料

男女共同参画社会に関係する法律

1. 女子差別撤廃条約
2. 男女雇用機会均等法
3. 改正男女雇用機会均等法（セクハラ防止・間接差別禁止・男女双方への差別禁止・・・）
4. 男女共同参画基本法
5. 人権擁護法（まだ制定されておらず）
6. 児童虐待防止法
7. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
8. DV防止法
9. ストーカー規制法
10. 育児介護休業法
11. パート労働法
12. 少子化社会対策基本法
13. 次世代育成支援対策推進法・行動計画策定指針の概要

論文 『男女共同参画施策の法的課題』 早稲田大学法科大学院教授 浅倉むつ子

女性は、いろいろな場で能力を発揮できるようになってきたが・・・。裁判官を例にして話しあった

女性の裁判官の増加してきたが、裁判官は2～3年で転勤するのが常である。その場合、女性はどのような選択をするか。考えられるのは、結婚しない 家庭を持ったら辞職し、家庭に入る 別居し、単身赴任（子どもは夫婦のどちらかの下にいる。）その他の選択肢があるだろうか？

単身赴任者の男女比は同じくらいないが、違うなら、男女共同参画が推進されていると言えるのだろうか。

～ の選択では、男女共同参画やジェンダーフリーとは無縁の、従来どおりの考えで生活することになる。女性が実力を発揮し、男性社会と言われたの職場に進出することは好ましいが、その体制は男女共同参画社会に見合ったものになっているのだろうか。

子どもをどう育てるかが、男女共同参画のキーポイント。

将来像・・・ 独身税 ・子どもが育つのにかかる費用を社会全体でみる ・子どもの養育を社会全体とする
男女共同参画のキーワードは『ワーク・ライフ・バランス』

論文 『男女共同参画施策の法的課題』（早稲田大学大学院法務研究科教授 浅倉むつ子）の読み合わせ

この国の男女共同参画の施策の現実には、何かが欠如しているのではないかと思われるのである。その「なにか」とは、男女共同参画の施策の最も底流に脈々と流れているはずの人権尊重の発想である。すなわち、男女共同参画の施策の推進のためには、男女の人格的尊厳と性的自己決定が十分に保障されたうえで、それらを基礎にジェンダー平等の達成に向けた真摯な努力が必要であるにもかかわらず、日本の現実はそうでない。それらを欠如させたままの場当たりの施策に過ぎない。

男女共同参画社会基本法が導入したはずのジェンダーの主流化の観点が、単なる抽象的な理念で終わることなく、個別法の改正にあたって必ず踏まえるべき重要な指標として位置づけられること、このことこそ、日本の法政策における重要課題である。